

## 2022, 11・3 国連自由権規約委員会 婚外子差別の撤廃を勧告 3年以内に勧告実施状況の報告を求める

### ■ 国連自由権規約委員会・公式ブリーフィングで、婚外子差別の現状を訴える

#### — 2022, 10/13~14、自由権規約委員会による日本の人権状況の審査 —

前回 2014 年の自由権規約委員会日本審査では、前年の 2013 年 12 月に相続差別規定を日本が廃止したことへの称賛が大きく、婚外子差別法制度撤廃の勧告が出されなかった。あれから 8 年、婚外子差別法制度は何も変わらず維持され、婚外子やその母親たちを苦しめ続けている。

今回の日本審査では、この現状を訴え、婚外子差別撤廃の勧告を求めていると、通訳の友野さんはじめ総勢 5 人でジュネーブへ行き、ロビー活動を行った。

自由権規約委員会は 10 月 10 日 10 時にオープニングセッションが行われ、11 時から 2 時間、委員会による公式ブリーフィングが、フィリピン、キルギスタン、日本の順で、公開で行われた。発言する席は NGO が傍聴している席で行う。婚外子差別に関する発言は日本の中で 3 番目で、友野さんが事前に割り当てられた 4 分の発言を行った。

日本審査が行われる前の、11 日 12 日に、個別に委員に働きかけ、説明する時間をとってほしいとお願いし、12 日、13 日にそれぞれ婚外子差別の現状を説明した。

公式ブリーフィングでの発言は、ジュネーブに来る前に委員会事務局への登録申請を行い発言が認められた。

### ■ 勧告が出た！

13 日の日本審査で、スロベニアの SANCIN 委員が、日本政府代表団に、「**嫡出でない子という表現そのものをなくすべきだと言ってきた。**」「**日本は、法制度、また実践が完全に規約の第 24 条に遵守した形にするように何かされているのか。全ての子どもたちに対する烙印や差別をなくす、またその母親に対する差別もなくすということで行動をとるつもりはあるのか。あるとしたら、タイムスケジュールとしてはどうなっているのか。**」と質問した。

法務省の回答は、「表現については、社会的状況に基づいて見直していきたいと考えているので、検

討は続けていきたい」というものだった。

委員会は総括所見 45 項で次の事を勧告した。「立法と運用を、規約第 24 条に完全に沿うものにし、**子どもに対するあらゆる差別と、子どもに烙印を押すことを撤廃するための保護措置を採用すること。**」

勧告は、戸籍法の「嫡出子・嫡出でない子」の区別の廃止や用語の廃止、更に出生届の「嫡出子・嫡出でない子」の別の記載の廃止、そして、戸籍の続柄の差別記載の廃止も含め、子どもに対するあらゆる差別の撤廃を求めている。

この勧告を日本に実施させるために、委員会はフォローアップ事項の一つとして、「第 45 項についての勧告の実施状況を締約国は 2025 年 11 月 4 日までに、報告すること」を日本に求めた（次回日本審査は 2030 年で、政府のレポート提出は 2029 年であるが、その前に報告を求めている。）。

これは、婚外子差別の撤廃を重要な問題として、委員会がとらえていることの証左である。

なお、SANCIN 委員は、「子どもに対する烙印や差別をなくす」、「その母親に対する差別もなくす」ということで行動をとるつもりはあるのかと質問した。これは婚外子差別の撤廃と女性が結婚しないで子どもを産んでも差別されない社会を求めてきた私たちとしては、とても嬉しく、よくぞ言ってくれたと思う。

2022 年

12 月 23 日記

---